

矢作住宅地緑化協定

（目的）

第1条 この協定は、庭のみどりを豊かにし、やがて第3条に定める区域がみどりに包まれた安らぎのある場所となり、住いの環境が快適なものとなるよう、都市緑地保全法（昭和48年法律第72号、以下「法」という。）第20条の規定に基づいて定める。

（名称）

第2条 この協定は、矢作住宅地緑化協定（以下「協定」）という。

（協定の区域）

第3条 協定の区域（以下「協定区域」という。）は千葉市矢作町540-1番地先の別紙図面に表示する区域とする。

（協定の効力）

第4条 この協定は、法による認可を千葉市長から受けた日から起算して1年以内において、協定区域内に2以上の土地所有者等（土地所有者及び建、築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者―法第14条に規定する土地所有者等をいう。）が存することになったときから効力が発生することになり、このとき以後において新たに協定区域内の土地所有者等となった者に対しても、その効力が及ぶものとする。

（緑化に関する事項）

第5条 第1条の目的を達成するため、緑化に関する事項を次のとおり定める。
これに基づき、土地所有者等は、その所有し又は地上権若しくは賃借権を有する土地（以下「所有地等」という。）の緑化につとめるものとする。

(1) 道路、隣地の境界部分は、樹木の植栽によることが望ましいので、生垣又は金網さく、鉄さく併用によるものとする。ただし、出入口、車庫等に用いる部分についてはこの限りではない。

(2) 植栽する樹木は、各家庭の緑化ばかりでなく地域の環境保全に役だたせ、かつ街区の美観、風致の向上を目的とするので、道路、隣家等から視野に入る部分に植栽することが望ましい。

(猶予期間)

第6条 前条第2号の規定による樹木の植栽は、土地所有者等の入居後概ね1年以内に完了するものとする。

(協定の有効期間)

第7条 協定の有効期間は、効力が生じた日から10年間とし、期間満了前に協定者の過半数が廃止についての申し出をしなかった場合は、さらに10年間延長するものとする。

(協定の変更及び廃止)

第8条 1 協定事項を変更しようとする場合は、土地所有者等全員の合意により、法による認可を受けるものとする。

2 協定を廃止しようとする場合は、土地所有者等過半数の合意により、法による認可を受けるものとする。

(所有地等の譲渡等)

第9条 この協定は、新たに土地所有者等となった者に対しても効力が及ぶことから、土地所有者等は所有地等を譲り渡した場合、新たに土地所有者等となった者に対し、この協定内容を明らかにするため、この協定書の写しを譲り渡さなければならない。

(代表委員会の設置)

第10条 1 この協定の効力が生じた場合は、この協定に関する事業及び事務を円滑に行なうため、土地所有者等のなかから互選により若干名の代表委員を選出し、年1回以上の代表委員会を行なうものとする。

2 代表委員のなかから、協定の代表者、副代表者を各1名ずつ選出するものとする。

(協定に違反した場合の措置)

第11条 1 とり決めた緑化事項を積極的に履行しない者又はこの協定に違反した者に対し、代表委員会は、協定内容の実現に必要な措置をとるよう要求するものとする。

2 前項の要求があったのち、3ヶ月を過ぎても要求のあった事項を履行しない者に関して、代表委員会は、協定の目的とする範囲内で公平な措置をとるものとする。

以 上